

平成25年度 統計法施行状況報告

平成26年6月16日

総務省

政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「平成25年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成25年度中の法の施行の状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

- 本 編：基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。
- 別 編：基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。
- 資料編：「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの。

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 推進体制	6
2 取組状況	6
(1) 進捗状況	6
(2) 平成25年度の主な取組実績	8
II 公的統計の作成	9
1 基幹統計	9
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	9
(2) 法定の基幹統計の状況	10
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	11
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	12
(5) 基幹統計調査の実施状況	12
(6) 基幹統計の公表の状況	13
2 一般統計調査	14
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	14
(2) 一般統計調査の実施状況	15
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	17
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	17
5 事業所母集団データベース	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	18
6 統計基準の設定	19
7 法に基づく協力要請	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	20
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	20
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	20

III	調査票情報等の利用及び提供	21
1	調査票情報の二次利用	21
2	調査票情報の提供	21
3	委託による統計の作成等の実施	23
4	匿名データの作成、提供	23
5	調査票情報等の適正管理のための措置	24
IV	統計委員会	25
V	その他	26
1	統計情報の提供（e-Statの取組等）	26
2	罰則等	27
	【別編】	29
	[基本計画 事項別推進状況]	
	「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	30
	「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	62
	「第4 基本計画の推進・評価等」関係	92
	「別紙（「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1（2） 基幹統計の整備に関する方向性）」）関係	94

【資料編】	103
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	105
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	107
資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	110
資料4 統計調査の見直し・効率化	112
資料5 統計関連業務の民間委託の状況	113
[公的統計の作成関連]	
資料6 基幹統計調査の承認一覧	116
資料7 統計委員会における諮問・答申実績	117
資料8 基幹統計調査の年度別承認件数	118
資料9 基幹統計の公表までの期間	119
資料10 一般統計調査の承認一覧	120
資料11 一般統計調査の年度別承認件数	123
資料12 一般統計調査の結果の公表までの期間	124
資料13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	126
資料14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	126
[調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料15 法第32条に基づく調査票情報の二次利用（実績）	127
資料16 法第33条に基づく調査票情報の提供（実績）	129
資料17 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	131
資料18 オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	132
[統計委員会関連]	
資料19 統計委員会委員名簿	134
資料20 統計委員会臨時委員名簿	136
資料21 統計委員会専門委員名簿	136
資料22 統計委員会開催状況（第64回～第74回）	138
資料23 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	140
資料24 統計職員等の人材の育成・確保 各府省一覧表	141
資料25 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要	143
資料26 国連アジア太平洋統計研修所 研修事業参加者数	146
[その他関連]	
資料27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について	148
資料28 政府統計共同利用システムについて	149

【本 編】

I 基本計画

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第4条第1項においては、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならないと規定されている。

当該規定に基づき、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性を示した「本文」と、平成21年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」（計196事項）で構成されており、平成25年度までの推進状況は、以下のとおりである。

なお、法第4条第6項において、政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする規定されていることを踏まえ、平成26年3月に新たな基本計画（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が閣議決定されている。

1 推進体制

政府では、基本計画に基づく各施策の具体的な推進を図るため、各府省統計主管部局長等から構成される「公的統計基本計画推進会議」を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、基本計画の「別表」に掲げられたそれぞれの事項に応じた推進体制を構築することにより、取組の推進を図っている。

具体的には、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、全府省横断的事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置して、具体的な対応方策の検討、情報共有等を行っている。また、複数府省連携事項や各府省個別事項については、関係府省又は各府省において、研究会、検討会等を開催し、有識者の知見や地方公共団体の意見等も活用しつつ、それぞれ取組を進めている。

2 取組状況

（1）進捗状況

基本計画の「別表」に掲げられた196事項について、各府省からの報告に基づく平成25年度の進捗状況をみると、平成25年度末までに実施済みとした事項（実施済）は、121事項（196事項の61.7%）、引き続き継続的な取組が必要とした事項（継続実施）は、59事項（同30.1%）となっている。

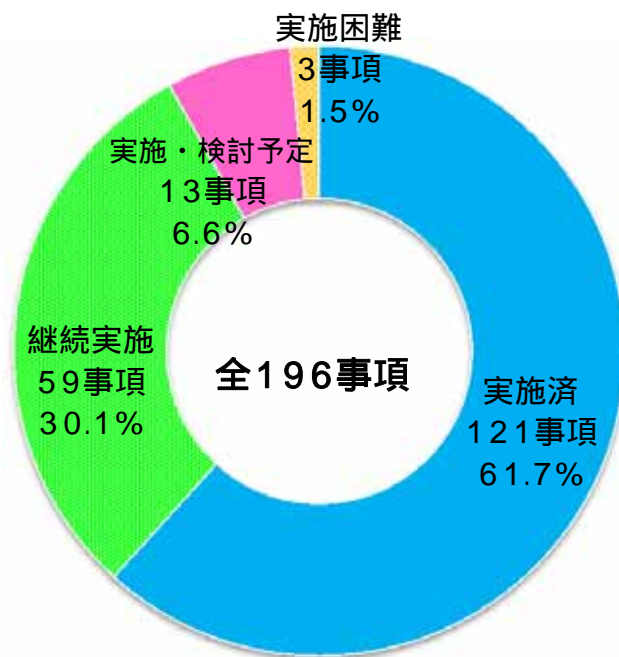
一方、平成25年度末までには実施に至らなかったものの第Ⅱ期基本計画期間内の実施が見込まれる事項（実施・検討予定）は、13事項（同

6.6%)、これまでの検討の結果、基本計画に沿った形での実施が困難な事項（実施困難）は、3事項（同1.5%）となっている。

この結果、基本計画の最終年度に当たる平成25年度末時点においては、基本計画の「別表」に掲げられた196事項についてそれぞれ所要の取組が進められ、継続実施を含め約9割が実施済みとなっており、おおむね計画に沿った取組が行われている。

なお、実施困難とされた事項については、これまでの統計委員会における法施行状況審議において、実施困難との自己評価は妥当とされている。

図 基本計画の「別表」196事項の進捗状況（平成25年度）



- 注) 1 進捗状況は、各府省からの報告による。
2 同一の事項において府省等により進捗状況が異なる場合は、最も進捗度合いが高い区分に整理（実施済 121 事項のうち、実施済及び継続実施が 5 事項、実施済及び実施・検討予定が 11 事項、実施済及び実施困難が 4 事項。また、継続実施 59 事項のうち、継続実施及び実施困難が 1 事項。）。
3 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

(2) 平成25年度の主な取組実績

基本計画に掲げられた196事項のうち、平成25年度における各府省の主な取組実績については、以下のとおりである。

表1 平成25年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【統計相互の整合性の確保・向上】</p> <p>◇ 国民経済計算の整備</p> <p>◇ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用（母集団情報の的確な整備）</p>	<p>⇒ 原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列に合わせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表 <内閣府></p> <p>⇒ 平成26年実施予定の経済センサス基礎調査について、平成25年6月の統計委員会答申を得て、調査規則の改正を行い、所要の準備を実施 <総務省></p>
<p>【経済・社会の変化に応じた統計の整備】</p> <p>◇ 企業のサービス活動に関する統計の整備</p> <p>◇ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <p>◇ グローバル化の進展に対応した統計の整備</p>	<p>⇒ 平成25年度から新たに純粋持株会社実態調査を開始し、結果を公表（平成26年2月に速報、同年3月に確報） <経済産業省></p> <p>⇒ 学習費のよりの確かな把握に向け、平成26年度子供の学習費調査において、附帯調査として塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加 <文部科学省></p> <p>⇒ 在留目的等の項目を拡充した在留外国人統計（平成24年12月末分）を平成25年9月に公表 <法務省></p>
<p>【統計リソースの確保及び有効活用】</p> <p>◇ 地方公共団体を經由する調査の見直し</p>	<p>⇒ 住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおいてコールセンターを設置し、照会対応業務の負担を軽減 <総務省及び農林水産省></p> <p>⇒ 工業統計調査及び商業統計調査の国直轄の本社一括調査を拡充 <経済産業省></p>
<p>【統計データの有効活用の推進】</p> <p>◇ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供の段階的な拡大</p>	<p>⇒ 平成25年度から農業経営統計調査に係るオーダーメイド集計を新たに実施 <農林水産省></p> <p>⇒ 平成25年度から国勢調査に係る匿名データの提供を開始 <総務省></p>

なお、平成25年度における事項別の取組状況については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照。

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成25年度末現在において、基幹統計の総数は、55統計となっている（表2参照）。

表2 基幹統計一覧（平成25年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<11統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<10統計>
科学技術研究統計	工業統計
地方公務員給与実態統計	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2統計>	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
文部科学省<4統計>	経済産業省企業活動基本統計
学校基本調査	鉱工業指数
学校保健統計	国土交通省<9統計>
学校教員統計	港湾統計
社会教育調査	造船造機統計
厚生労働省<9統計>	建築着工統計
人口動態統計	鉄道車両等生産動態統計
毎月勤労統計	建設工事統計
薬事工業生産動態統計	船員労働統計
医療施設統計	自動車輸送統計
患者統計	内航船舶輸送統計
賃金構造基本統計	法人土地・建物基本統計
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省
生命表	経済構造統計
社会保障費用統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
	産業連関表
<合計 55統計（平成24年度末 55統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければ

ならないと規定されている。

平成25年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料7（P117参照）のとおりである。

平成25年度に、法第7条第2項の規定に基づき基幹統計の指定をしたものはない。

また、平成25年度に、法第7条第3項の規定に基づく指定の変更を行った基幹統計は、工業統計、家計統計、個人企業経済統計、地方公務員給与実態統計、人口動態統計、毎月勤労統計、薬事工業生産動態統計及び鉄道車両等生産動態統計であり、指定の解除を行ったものはない（表3参照）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成25年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
工業統計	変更（平成25年11月27日）	名称を「工業統計調査」から「工業統計」に変更。
家計統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「家計調査」から「家計統計」に変更。
個人企業経済統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「個人企業経済調査」から「個人企業経済統計」に変更。
地方公務員給与実態統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「地方公務員給与実態調査」から「地方公務員給与実態統計」に変更。
人口動態統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「人口動態調査」から「人口動態統計」に変更。
毎月勤労統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「毎月勤労統計調査」から「毎月勤労統計」に変更。
薬事工業生産動態統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「薬事工業生産動態統計調査」から「薬事工業生産動態統計」に変更。
鉄道車両等生産動態統計	変更（平成26年3月27日）	名称を「鉄道車両等生産動態統計調査」から「鉄道車両等生産動態統計」に変更。

注）（ ）内の日付は、法第7条第2項の規定による公示を行った日である。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成25年度に、総務省は、平成22年国勢調査の集計結果について以下のとおり公表した。

公表日	集計結果
平成25年10月29日	抽出詳細集計結果
平成25年10月29日	従業地・通学地による抽出詳細集計結果

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成25年度に、内閣府は、平成24年度国民経済計算確報を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報を4回、作成・公表した。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料23（P140）参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成25年度末現在、基幹統計の総数55のうち、統計調査以外の方法により作成する統計（加工統計）は5統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数）であり、残りの50統計は統計調査により作成する統計（調査統計）である。調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成25年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は12件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは10件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは11件となっている（表4参照）。

表4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成25年度)

府省名	総務大臣への		総務大臣の承認件数
	申請件数	うち統計委員会への 諮問件数	
総務省	2	2	3<1>
財務省	0	0	0
文部科学省	0	0	0
厚生労働省	4<2>	2<2>	2
農林水産省	1	1	1
経済産業省	4<1>	4<1>	4<1>
国土交通省	1	1	1
合計	12<3>	10<3>	11<2>
(参考) 平成24年度の実績	16<2>	6<2>	16<2>

注1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の<>の数値は、平成25年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成25年度末までに承認に至っていないもの(「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」)の件数である。

注2) 「総務大臣の承認件数」の<>の数値は、平成24年度に承認申請を行い、平成25年度に承認が行われたもの(「経済センサス-基礎調査」及び「商業統計調査」に係る承認)の件数である。

注3) (参考)平成24年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の<>の数値は、「経済センサス-基礎調査」及び「商業統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の<>の数値は、「小売物価統計調査」及び「全国物価統計調査」が該当する。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成25年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数の5統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べるものと規定されている。

平成25年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、産業連関表及び鉱工業指数の2件となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成25年度に実施された基幹統計調査は、41件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期で行われる調査(経常調査)は36件、それ以外の周期で行われる調査(周期調査)は6件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法

第15条で、国の行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることと規定されている。

平成25年度に実施された41件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは18件、立入検査等に係る手続規定を措置しているものは13件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは23件となっている（表5参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等（平成25年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 經常 調査	うち 法第14条に 定める統計 調査員によ り実施して いる調査	うち 法第15条に 規定する立 入検査等 をい	うち 法第16条に 規定する公 共団体の一 部として	うち 法第16条に 規定する公 共団体の一 部として
総務省	7	2	5	5	1	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	0	3
厚生労働省	6	1*	6*	4	3	5
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	8	0	8	4	0	4
国土交通省	9	1	8	1	2	4
合計	41	6*	36*	18	13	23
(参考) 平成24年度の実績	36	1	35	17	12	18

注1) 經常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回など）で実施される統計調査である。

注2) 「*」については、一つの基幹統計調査（国民生活基礎調査）において周期調査と經常調査を行っているため、「うち周期調査」と「うち經常調査」のそれぞれに1件として計上している。このため、周期調査と經常調査の件数を合計しても、「基幹統計調査の実施件数」とは一致しない。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、40件となっている（表6参照）。これらの統計のうち、經常調査により作成された35件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均58日である（平成24年度の平均は60日）（資料9（P119）参照）。

表6 公表を行った基幹統計の件数 (平成25年度)

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	6	0	1	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	2	0	0	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	8	1	0	7
国土交通省	8	0	0	8
合計	40	4	1	35
(参考) 平成24年度の実績	43	4	5	34

注1) 平成25年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

注3) 経常調査とはおおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期(2年に1回など)で実施される統計調査である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成25年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、72件である(表7参照)。

表7 一般統計調査に係る承認件数 (平成25年度)

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	5	5	0
総務省	6	3	3
財務省	1	1	0
文部科学省	4	0	4
厚生労働省	28	1	27
農林水産省	6	1	5
経済産業省	9	3	6
国土交通省	9	5	4
環境省	1	0	1
人事院	3	0	3
合計	72	19	53
(参考) 平成24年度の実績	72(2)	22(2)	50

注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。

注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続を行ったものである。

注3) 平成25年度に複数回承認されている場合、1件と計上している。

注4) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成25年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、191件となっている(表8参照)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成25年度)

府省等名	一般統計調査の		
	実施件数	うち周期調査	うち経常調査
内閣府	13(1)	5	8(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
財務省	5(1)	1	4(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	52(1)	16	36(1)
農林水産省	32(1)	4	28(1)
経済産業省	29(2)	0	29(2)
国土交通省	31	11	20
環境省	6	1	5
人事院	3	0	3
合計	191(8)	42	149(8)
(参考) 平成24年度の実績	205(7)	62(3)	143(4)

注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期(毎月、毎四半期、毎年など)で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期(2年に1回、一回限りなど)で実施される統計調査である。

注3) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

なお、平成25年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、252件（このうち、平成25年度に新規調査として行われたものが11件）となっている。

（3）一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成25年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、167件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された142件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均129日である（平成24年度の平均は126日）（資料12（P124）参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数（平成25年度）

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	12(1)	4	8(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
法務省	0	0	0
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	13(1)	2	11(1)
厚生労働省	43(1)	11	32(1)
農林水産省	30(1)	2	28(1)
経済産業省	29(2)	1	28(2)
国土交通省	21	1	20
環境省	6	1	5
人事院	2	0	2
合計	167(4)	25	142(4)
(参考) 平成24年度の実績	158(4)	25	133(4)

注1）平成25年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注3）経常調査とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（2年に1回、一回限りなど）で実施される統計調査である。

注4）産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成26年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。

平成25年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は150件、統計調査の変更の届出を行った件数は116件となっている（表10参照）。

表10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数（平成25年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	94	80
指定都市	56	36
合計	150	116
(参考) 平成24年度の実績	151	139

注) 平成25年度に複数回届出が行われた場合、1件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成25年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は546件となっている（表11参照）。

表11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数（平成25年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	448	98	546
(参考) 平成24年度の実績	445	59	504

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が、統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されており、平成25年度末現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成25年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は0件、統計調査の変更の届出の件数は2件となっている。

また、法第25条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。日本銀行のみ。）が、平成25年度に実施した統計調査の件数は3件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は75件となっている（表12参照）。

表12 事業所母集団データベースの情報の利用状況（平成25年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
	うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的	
内閣府	3	2	0	1
総務省	6	5	1	0
財務省	2	1	1	0
文部科学省	0	—	—	—
厚生労働省	9	9	0	0
農林水産省	1	1	0	0
経済産業省	5	5	0	0
国土交通省	2	2	0	0
環境省	2	2	0	0
都道府県	34	32	1	1
指定都市	11	11	0	0
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	75	70	3	2
(参考) 平成24年度の実績	61	58	1	2

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成25年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は重複是正の対象となる90件のうち81件（実施率90.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は調査履歴登録の対象となる166件のうち151件（実施率91.0%）となっている（表13参照）。

表13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成25年度）

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率(%)	対象調査数	実施調査数	実施率(%)
内閣府	4(1)	4(1)	100.0	8(1)	8(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	4	4	100.0	4	4	100.0
文部科学省	2	2	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	20	20	100.0	35(1)	35(1)	100.0
農林水産省	24(1)	22(1)	91.7	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	14(1)	10(1)	71.4	39(2)	39(2)	100.0
国土交通省	13	10	76.9	25	10	40.0
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	90(3)	81(3)	90.0	166(7)	151(7)	91.0
(参考) 平成24年度の実績	94(2)	83(2)	88.3	174(6)	166(6)	95.4

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様）。

平成25年度に、統計基準の変更を行ったものは、「日本標準産業分類」の1件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成26年4月1日に施行された（表14参照）。

表14 統計基準の設定状況（平成25年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は3件となっている（平成24年度の実績は1件）。

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った実績はなかった（平成24年度も実績はなかった）。

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は13件となっており、平成25年度末時点で要請中の1件を除き、全ての協力要請が応諾されている（平成24年度の要請・応諾の実績は2件）。

(4) 総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成25年度に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた実績はなかった（平成24年度も実績はなかった）。

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成25年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は643件となっている（表15、資料15（P127）参照）。

表15 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成25年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	5	5	0
総務省	33	33	0
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	8	7	1
文部科学省	99	89	10
厚生労働省	174	164	10
農林水産省	116	111	5
経済産業省	143	121	22
国土交通省	65	63	2
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	643	593	50
(参考) 平成24年度の実績	625	565	60

注）平成25年度に利用を開始したものの数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」と規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成25年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,504件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は244件となっている（表16、資料16（P129）参照）。

表16 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成25年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)			法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用である と認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣府	0	-	-	2	0	2	0
総務省	404	284	120	35	1	34	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	12	9	3	5	0	5	0
文部科学省	233	233	0	1	0	1	0
厚生労働省	1,181	1,175	6	178	5	169	4
農林水産省	39	35	4	0	-	-	-
経済産業省	495	481	14	9	0	9	0
国土交通省	140	137	3	14	4	7	3
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,504	2,354	150	244	10	227	7
(参考) 平成24年度の実績	2,478	2,230	248	169	8	154	7

注) 平成25年度に利用を開始したものの数であり、24年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」と規定されている。

平成25年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査（203年次分）となっており、平成25年度には農林水産省の農業経営統計調査が新たに追加された（資料17（1）（P131）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメイド集計の提供を実施している。

平成25年度のオーダーメイド集計の提供件数は13件となっている（表17、資料18（1）（P132）参照）。

表17 オーダーメイド集計の結果の提供件数（平成25年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計 の結果の提供件数			(参考) 注
		学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
内閣府	1	1	0	1
総務省	9	8	1	9
財務省	0	-	-	-
文部科学省	0	-	-	-
厚生労働省	3	3	0	3
農林水産省	0	-	-	-
経済産業省	0	-	-	-
国土交通省	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	-
合計	13	12	1	13
(参考) 平成24年度の実績	19	19	0	21

注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の結果の提供を受け付けているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成、提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成25年度においては、厚生労働大臣から国民生活基礎調査に係る匿名デ

ータの作成について統計委員会に諮問が行われた^{注)}。

注) 国民生活基礎調査に係る匿名データについては、平成16年調査の匿名データについて、平成22年度に統計委員会に諮問が行われ、23年度から提供が開始されたが、平成19年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われた。

また、法第36条においては、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」と規定されている。

平成25年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査(40年次分)となっており、平成25年度には総務省の国勢調査が新たに追加された(資料17(2)(P131)参照)。これらのうち、6調査に係る匿名データは、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等(独立行政法人統計センター)に委託して匿名データの提供を実施している。

平成25年度の匿名データの提供件数は41件となっている(表18、資料18(2)(P133)参照)。

表18 匿名データの提供件数 (平成25年度)

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) ^{注)} 統計調査ごと に計上した場合 の提供件数
総務省	33	30	3	0	39
厚生労働省	8	7	1	0	8
合計	41	37	4	0	47
(参考) 平成24年度の実績	32	29	3	0	35

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための管理体制の構築や管理台帳の整備を行っている。

平成25年度には、統計調査員や実施機関等が過失により調査票を紛失するなどの管理上問題があると見られる事案が確認された。関係機関においては、管理体制の見直しや研修による注意喚起等、再発防止に取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成25年度末時点で7部会が置かれている。

平成25年度に、統計委員会は11回開催され、部会は合計で48回開催されている（表19参照）。

統計委員会においては、平成25年度に諮問され、同年度に答申した案件は14件あった。

また、平成25年度当初時点で、平成24年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について）あったが、平成25年度に答申が行われた。

また、平成25年度に新たに諮問が行われ、平成25年度末時点で調査審議中となっているものは1件（商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について）となっている（表20参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表19 統計委員会及び部会の開催実績等（平成21～25年度）

		開催回数				
		平成25年度	(参考)			
			平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
統計委員会		11	9	11	11	12
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成25年度	(参考)			
			平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	12	5	5	4	0
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	0	0	1	4	3

人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	8	8	4	9	6
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	11	3	6	4	6
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	12	4	4	6	9
統計基準部会	統計基準に関する事項	4	0	0	1	9
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	1	4	3	3	0
部会計		48	24	23	31	33

表20 統計委員会における諮問・答申件数

	平成24年度に諮問し、平成25年度に答申した事案	平成25年度に諮問し、同年度に答申した事案	平成25年度に諮問し、同年度末で調査審議中の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画（法第4条第2項）	0	1	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	0	2	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	9	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）及び基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	1	0	1
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	1	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	1	0
合計	1	14	1

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国

の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料27（P148）参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っていると言える。

e-Statには、平成25年度に約3,493万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス^注）を除いた件数は約1,759万件）（表21参照）。

注）クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表21 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成25年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	533,611
総務省	10,313,079
法務省	694,026
外務省	16,773
財務省	7,625,393
文部科学省	1,561,522
厚生労働省	5,097,545
農林水産省	7,497,268
経済産業省	499,946
国土交通省	1,009,213
環境省	61,076
防衛省	131
人事院	20,880
合計	34,930,463
(参考)平成24年度実績	39,439,021

注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成25年度に、統計法違反として罰則の適用があった事案は1件あり、平成22年国勢調査において地方公共団体の職員が不正な事務処理（人口の水増し行為）を行い、その部下に当該行為を指示した者に対し、平成25年10月に法第60条第2号の違反として懲役4か月、執行猶予2年の判決が下り、確定した。また、統計法との関連で問題があると見られる事案として関係府省等から公表されているものは1件あり、平成25年住宅・土地統計調査において地方公共団体の職員が不正な事務処理を行っていた。

